

香川県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月25日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第25号

香川県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則
香川県自然環境保全条例施行規則（昭和49年香川県規則第41号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第6号様式（第26条関係）</p> <p>（表 面）</p> <p>略</p> <p>（裏 面）</p> <div data-bbox="203 659 1050 1252"><p>香川県自然環境保全条例（抜粋）</p><p>略</p><hr/><p>（準用）</p><p>第27条 第21条の<u>規定は</u>県緑地環境保全地域の区域内における行為に対する命令について、第22条第2項の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団体が行う行為について、それぞれ準用する。（以下略）</p><p>第40条 第21条第1項又は第2項（第27条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p></div>	<p>第6号様式（第26条関係）</p> <p>（表 面）</p> <p>略</p> <p>（裏 面）</p> <div data-bbox="1189 659 2036 1252"><p>香川県自然環境保全条例（抜粋）</p><p>略</p><hr/><p>（準用）</p><p>第27条 第21条の<u>規定は、</u>県緑地環境保全地域の区域内における行為に対する命令について、第22条第2項の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団体が行う行為について、それぞれ準用する。（以下略）</p><p>第40条 第21条第1項又は第2項（第27条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p></div>

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。